

東海市公共施設等再編アクションプラン

令和 4 年（2022 年）3 月策定
令和 8 年（2026 年）3 月改訂

東海市

1 目 的

本市が保有する公共施設等の多くは、今後、短期間に集中して改修や更新する時期を迎えることから、定期的な修繕や計画的な更新等が必要な状況となっています。また、将来的な生産年齢人口の減少等を考慮すると、税収の大幅な増加は見込めないと予想しており、限られた財源の重点的・効率的な活用が求められています。

東海市公共施設等再編アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）では、公共施設等の必要性や存在意義を確認し、存続が必要な施設については長寿命化を進めるとともに、施設を更新する際には市民が利用しやすく、また、将来にわたり活動の場として役割を担うことができる施設とするため、集約化・複合化を行い、施設の最適な配置を推進することを目的とします。

2 位置づけ

アクションプランは、施設類型毎の管理に関する基本的方針を整理し、施設の長寿命化や集約化・複合化を進めていくための実行計画です。

3 期 間

令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）まで

アクションプランは、公共施設等総合管理計画第4章の最適化目標の設定にある目標年度で位置付けた期間毎に策定をし、5年毎に中間見直しを実施します。

4 再編の基本的な方針

公共施設等の必要性や存在意義を確認し、存続が必要な施設については長寿命化を進めるとともに、施設を更新する際には、市民が利用しやすく、また、将来にわたり活動の場としての役割を担うことができる施設とするため、集約化・複合化を行い、施設の最適な配置を目指します。

5 施設類型ごとの管理に関する基本的方針

市の保有している公共施設等を下表のとおりに類型分けし、類型ごとの管理に関する基本的方針について示していきます。

施設の類型と主な施設等

	類型	主な施設等
公共建築物	(1) 学校施設	小学校、中学校、給食センター、教員研修センター
	(2) 幼保・子育て支援施設	保育園、子育て支援センター
	(3) 小中学校、保育園を除く「地域密着型施設」	コミュニティセンター、地区公民館、市民館、児童館、放課後児童クラブ専用室、敬老の家、健康交流の家、津波避難所
	(4) 社会教育・文化施設	上野公民館、平洲記念館、郷土資料館、芸術劇場、創造の杜交流館
	(5) 図書館	中央図書館、横須賀図書館
	(6) スポーツ施設	市民体育館、運動公園
	(7) 産業系施設	勤労センター、農業センター、商工センター、クラインガルテン
	(8) 福祉施設	加木屋デイサービスセンター
	(9) 保健施設	保健福祉センター、健康ふれあい交流館（しあわせ村）、とまと記念館、アクアマリンプラザ
	(10) 庁舎等	本庁舎、市民活動センター、パスポートセンター
	(11) 消防・防災施設	消防本部、消防署、消防団詰所、防災倉庫、水防倉庫
	(12) 公営住宅	市営住宅
	(13) 公園・緑地施設	管理事務所、便所、四阿、展望台
	(14) 供給処理施設	リサイクルセンター（旧清掃センター）、リサイクルセンター（ペットボトル等処理施設）、衛生センター、西知多クリーンセンター
	(15) 病院施設	公立西知多総合病院、看護専門学校
	(16) その他の施設	知北斎場、知北霊園、駐車場、公衆便所、普通財産施設
インフラ施設	(17) 道路	市道、農道、舗装、擁壁、道路照明灯等
	(18) 橋りょう	道路橋、横断歩道橋
	(19) 上水道施設	水道管、ポンプ場
	(20) 下水道施設	下水道管、排水管、浄化センター、ポンプ場
	(21) 河川	河道、堤防、護岸等
	(22) 港湾	護岸等
	(23) ため池	堤防、護岸等
	(24) 農業用排水施設	用排水機場、排水路、農業用水管

(1) 学校施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

※表中の「建設年度」は最も古い建物(棟)の建設年度を表しています(以降の表も同じ)。

区分	建設年度		施設名	延床面積 (㎡)	区分	建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
小学校	S32	1957	平洲小学校	7,882	中学校	S37	1962	上野中学校	10,073
	S32	1957	名和小学校	7,363		S38	1963	横須賀中学校	12,003
	S37	1962	横須賀小学校	11,307		S43	1968	富木島中学校	10,498
	S40	1965	富木島小学校	8,164		S49	1974	加木屋中学校	11,248
	S43	1968	加木屋南小学校	8,460		S54	1979	名和中学校	9,185
	S43	1968	明倫小学校	7,563		S58	1983	平洲中学校	8,568
	S46	1971	緑陽小学校	7,828	給食センター	S46	1971	明倫調理場	1,639
	S47	1972	大田小学校	7,421		S49	1974	加木屋調理場	1,719
	S48	1973	渡内小学校	7,053	その他	S57	1982	教員研修センター (まなぶん横須賀内)	1,993
	S50	1975	三ツ池小学校	6,193					
	S55	1980	船島小学校	5,835					
	H21	2009	加木屋小学校	9,224					

イ 現状や課題に関する基本認識

市内には、小学校 12 校と中学校 6 校の計 18 校、給食センター 2 施設があります。これらの多くは 1960 年代から 1970 年代に建設され、建設後 50 年以上経過し、老朽化が進んでいます。

教員研修センターは、平成 29 年(2017 年)に施設を取得し、平成 30 年(2018 年)に大規模改修した「まなぶん横須賀」内に設置しており、横須賀図書館との複合施設です。

市街地開発等により児童生徒数が増加する学校がある一方で、将来的には、人口減少に伴い、児童生徒数や学級数が減少し、適正規模(12 学級以上 18 学級以下)に満たない学校が見込まれます。

ウ 管理に関する基本的方針

学校施設は、児童生徒等が安全・安心に学校施設を利用できるよう、定期的な点検や診断結果に基づき優先順位を定め、計画的に修繕や改修を行います。また、時代の変化に柔軟に対応する教育環境づくりを目指すため、ニーズに合わせて整備水準の見直しを行い、大規模改修等に合わせて機能向上を図ります。

今後、外壁改修や屋上防水等の大規模改修や、施設の更新等を行う時期が重なってくることから、計画的な定期修繕による予防保全を行い、施設の長寿命化を図るとともに、前倒し更新及び一層の長寿命化を図ることにより、財政支出の平準化を図ります。

小中学校及び給食センターの規模については、児童生徒数や学級数の推移等を見据え、適正化を図ります。学校プールは、順次、民間プールを活用した水泳授業への移行を進めます。

また、小中学校は地域の交流機能、防災機能等を持つ施設であることから、地域の実情や、児童生徒等の安全や教育環境に配慮しながら、他の地域密着型施設との複合化や集約化について検討を進めます。

(2) 幼保・子育て支援施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)	建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S44	1969	平洲保育園	1,273	S53	1978	加木屋保育園	1,438
S44	1969	加木屋南保育園	781	S54	1979	一番畑保育園	1,270
S45	1970	明倫保育園	969	S55	1980	高横須賀保育園	1,199
S46	1971	名和東保育園	935	H21	2009	名和保育園	1,839
S48	1973	横須賀保育園	1,415	H25	2013	大堀保育園	1,762
S49	1974	富木島保育園	1,138	R5	2023	大田保育園	1,890
S49	1974	渡内保育園	1,069	H21	2009	北部子育て支援センター (名和保育園内)	233
S49	1974	みどり保育園	941				
S49	1974	東山保育園	1,266	H23	2011	子育て総合支援センター (ソラト太田川内)	825
S49	1974	養父保育園	1,162				
S49	1974	三ツ池保育園	1,243	H25	2013	南部子育て支援センター (大堀保育園内)	301
S51	1976	木庭保育園	969				

イ 現状や課題に関する基本認識

市内には、保育園が18園あり、これらは1970年代に集中的に建設されました。移転や園舎の増築工事をした園もありますが、建設後50年以上経過した施設が多く、老朽化が進んでいます。

子育て支援センターは、市内に3施設あり、すべて2010年前後に建設されました。

近年の経済・社会情勢の変化による女性の活躍推進等に伴い、保育所等の入所希望者の増加が続いています。

ウ 管理に関する基本的方針

保育園は、女性の就業率、就学前児童数等の動向を注視し、保育需要の把握に努めるとともに、民間保育所等の参入促進を図りながら公民が連携し、保育の受け皿を確保しつつ、公立保育園については将来の入所児童数を考慮した適正な施設数について検討します。

また、幼保・子育て支援施設は、常に子どもが利用する施設であることから、利用者の安全を確保するため、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

(3) 小中学校、保育園を除く「地域密着型施設」

ア 本類型の対象公共建築物一覧

区分	建設年度		施設名	延床面積 (㎡)	区分	建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
コミュニティセンター	R5	2023	緑陽コミュニティセンター	1,082	児童クラブ 専用室	H22	2010	加木屋放課後児童 クラブ専用室 (加木屋小学校内)	196
						H23	2011	緑陽放課後児童 クラブ専用室 (緑陽小学校内)	139
						S47	1972	名和東敬老の家	53
						S50	1975	上野ヶ丘敬老の家	61
地区公民館・市民館	S40	1965	下名和公民館	397	敬老の家等	S56	1981	明倫敬老の家	50
	S44	1969	加家公民館	428		S56	1981	下名和敬老の家	50
	S44	1969	高横須賀公民館	466		S58	1983	三ツ池敬老の家	50
	S45	1970	平島公民館	406		S58	1983	大堀敬老の家	50
	S47	1972	渡内公民館	535		H2	1990	横須賀敬老の家	65
	S47	1972	富田公民館	489		H2	1990	中ノ池敬老の家	82
	S50	1975	上名和公民館	635		H4	1992	渡内敬老の家	116
	S57	1982	横須賀公民館	475		H5	1993	平洲敬老の家	66
	S57	1982	加木屋南市民館	697		H5	1993	加木屋南敬老の家	82
	S61	1986	三ツ池市民館	709		H6	1994	高横須賀敬老の家	68
	S63	1988	船島市民館	718		H8	1996	加木屋敬老の家	68
	H1	1989	加木屋市民館	712		H10	1998	富貴ノ台敬老の家	99
	H5	1993	大田市民館	724		H10	1998	加木屋南第二敬老の家	99
	H8	1996	富木島公民館	824		H24	2012	上野台健康交流の家	171
児童館	S46	1971	三ツ池児童館	335		H25	2013	大池健康交流の家	195
	S47	1972	泉児童館	358		H27	2015	千鳥津波避難所・ 千鳥健康交流の家	841
	S49	1974	加木屋児童館	320		H30	2018	養父健康交流の家	266
	S51	1976	平洲児童館	351					
	S52	1977	名和児童館	363					
	S53	1978	明倫児童館	353					
	S53	1978	大田児童館	349					
	S54	1979	加木屋南児童館	362					
	S55	1980	姫島児童館	344					
	S56	1981	公家児童館	338					
	S57	1982	名和東児童館	353					
	H20	2008	富木島児童館	358					
	H30	2018	養父児童館	634					

イ 現状や課題に関する基本認識

本類型の各施設は、概ねそれぞれの地域ごとに建設され、管理運営は、緑陽コミュニティセンター、大池健康交流の家、千鳥健康交流の家、養父児童館・養父健康交流の家は指定管理者が行い、それ以外の施設は市直営で管理運営しています。

コミュニティセンターは地域活動の拠点として、地域課題の解決、多世代交流をさらに促進等するための施設で、令和5年(2023年)4月に開館した緑陽コミュニティセンターは市民館、児童館及び敬老の家の機能の一部を集約化・複合化した施設です。

地区公民館は1960年代から1970年代に、市民館は1980年代から1990年代に、また、

児童館は 1970 年代から 1980 年代に多く建設されました。

放課後児童クラブ専用室は、学校の更新や増築に合わせて設置されています。

敬老の家は老人福祉を増進するための施設で、その半数以上が、建設後 30 年以上が経過しています。

千鳥津波避難所・千鳥健康交流の家と養父児童館・養父健康交流の家は複合施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

小中学校、保育園を除く「地域密着型施設」は定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

更新にあたっては、単独施設とせず、多機能化によるサービスの魅力化と施設規模の最適化を図るため、地域の実情に応じ、小学校等を拠点として他の地域密着型施設との複合化等の検討を進め、将来的には 1 小学校区に 1 施設を基本に再配置を行います。

また、敬老の家は、主な利用者である高齢者の移動距離等を考慮し、他の公共施設や集会所への機能移転等、地域内の適正配置のあり方を検討します。

管理運営については、地域活動の核としての機能を持てるように地域団体等による指定管理者制度の導入なども検討していきます。

(4) 社会教育・文化施設

ア 本類型の主な対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S44	1969	郷土資料館収蔵庫	878
S45	1970	上野公民館	1,146
S49	1974	平洲記念館	926
		郷土資料館	
H27	2015	芸術劇場 (ユウナル東海内)	18,589
R6	2024	創造の杜交流館 (R7.5 開館)	2,653

イ 現状や課題に関する基本認識

芸術劇場及び創造の杜交流館以外の施設は、建設後 50 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。

平洲記念館は郷土の偉人である細井平洲の遺墨、遺品等の展示及び保管を行い、その遺徳を顕彰するための施設で、郷土資料館と併設しています。

管理運営については、上野公民館及び創造の杜交流館は指定管理者、その他の施設は市直営で行われています。

ウ 管理に関する基本的方針

社会教育・文化施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

芸術劇場は、再配置の取組方針において、まちづくりを進めるうえで文化芸術活動の拠点となる施設として位置付けています。また、上野公民館は、生涯学習の拠点施設として位置付けています。

その他の施設は、定期的に施設の設置目的、利用状況及び社会環境等を検証し、施設の必要性を評価しながら、機能の集約やリニューアルを含めた施設のあり方を検討していきます。また、指定管理者制度の導入など、民間活力を生かした運営手法について検討していきます。

また、芸術劇場は、舞台を構成する機構や音響、照明などの大規模設備については、インフラ施設の長寿命化方針に基づき、設備の長寿命化を図ります。

(5) 図書館

ア 本類型の対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S52	1977	中央図書館	2,493
S57	1982	横須賀図書館 (まなぶん横須賀内)	1,897

イ 現状や課題に関する基本認識

中央図書館と横須賀図書館は、建設後 40 年以上が経過しています。なお、横須賀図書館は、平成 30 年 (2018 年) に施設の大規模改修を行った「まなぶん横須賀」内に設置しており、教員研修センターとの複合施設として、平成 31 年 (2019 年) に開館しました。

蔵書数は中央図書館が約 31 万点、横須賀図書館が約 5 万 4 千点です。また、上野公民館、日本福祉大学附属図書館・東海分館にあわせて約 7 千 4 百点配本しています。(令和 6 年度 (2024 年度) 末時点)

ウ 管理に関する基本的方針

図書館は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図りつつ、サービスの質的向上や管理運営の効率化を進めていきます。

中央図書館は、再配置の取組方針において、まちづくりを進めるうえで生涯学習の拠点となる施設として位置付けています。

更新にあたっては、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等を見定め、施設の適切な機能、規模、利便性等を考慮し、複合化等を検討していきます。

(6) スポーツ施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S56	1981	温水プール (R6.3 廃止)	2,911
S63	1988	市民体育館	11,401
H2	1990	加木屋運動公園 (事務所等)	281
H4	1992	元浜スポーツ広場 (事務所等)	145
H26	2014	荒尾スポーツ広場 (事務所等)	46

イ 現状や課題に関する基本認識

市民体育館は建設後 30 年以上が経過しています。

管理運営については、すべてのスポーツ施設において指定管理者が行っています。

また、運動公園内にあるテニスコート、野球場、サッカー場等の、人工芝や防球ネット等については、インフラ系施設として維持管理を行っています。

ウ 管理に関する基本的方針

スポーツ施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

市民体育館は、再配置の取組方針において、まちづくりを進めるうえでスポーツ活動の拠点となる施設として位置付けています。

温水プールは、令和 5 年度（2023 年度）末をもって廃止としました。

広域利用が可能な施設については、周辺市町村との共同設置など、より広域的に活用することによって、施設の統合や廃止について検討していきます。

運動公園におけるインフラ系施設は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行い施設の長寿命化を進めます。

（7）産業系施設

ア 本類型の主な対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積（㎡）
S57	1982	勤労センター	3,288
S58	1983	農業センター	1,420
H4	1992	商工センター	2,722
H9	1997	クラインガルテン	222
H24	2012	観光物産プラザ	200
H27	2015	中心市街地活性化事務所	78

イ 現状や課題に関する基本認識

勤労センター、農業センター及び商工センターは、建設後 30 年以上が経過しています。

管理運営については、勤労センター、商工センター、クラインガルテン及び観光物産プラザは指定管理者が行い、農業センターは市直営で行われています。

中心市街地活性化事務所は太田川駅高架下に設置しており、パスポートセンター及び太田川駅高架下トイレ等との複合施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

産業系施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

勤労センターと商工センターは、将来的に施設を更新する際は、市民ニーズの状況や類似機能を持つ施設との機能分担を検証し、複合化等を進めます。また、勤労センターは、民間の宿泊施設の設置状況等を見据え、宿泊機能のあり方を検討します。

農業センターは、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により長寿命化を図りつつ、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設のあり方を検討します。

クラインガルテンは、指定管理者制度を継続し、農業の魅力発信拠点の一つとして、市民農園を継続します。

その他の産業系施設については、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設の必要性・存在意義を確認しつつ、当面は現状のまま適切に維持管理を行っていきます。

(8) 福祉施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
H12	2000	加木屋デイサービスセンター	879

イ 現状や課題に関する基本認識

加木屋デイサービスセンターは介護保険法に規定する要介護者等及びその家族の福祉の増進を図るための施設です。管理運営は指定管理者が行っています。

ウ 管理に関する基本的方針

加木屋デイサービスセンターは、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図りつつ、民間のデイサービスセンターの設置状況等を見据え、施設の方向性を検討します。

(9) 保健施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
H9	1997	保健福祉センター（しあわせ村）	6,418
H9	1997	健康ふれあい交流館（しあわせ村）	6,170
H21	2009	とまと記念館	391
R6	2024	アクアマリンプラザ	3,424 (1,775)

※「アクアマリンプラザ」の（ ）内の延床面積は費用負担按分後の数字です。

イ 現状や課題に関する基本認識

保健福祉センターと健康ふれあい交流館は、市民の福祉意識の高揚、福祉活動の推進及び健康の保持増進を図るため、設置されました。

とまと記念館は、市民の健康づくりに対する意識の向上と健康増進に寄与することを目的とする、トマトを使った健康メニューを開発・提供する食の活動拠点であり、また、本市初の名誉市民である蟹江一太郎氏の顕彰とその功績を市民に広めるための施設です。

管理運営については、保健福祉センターと健康ふれあい交流館は合わせて指定管理者が行い、とまと記念館は市直営で行われています。

アクアマリンプラザは、令和6年（2024年）4月に、本市と知多市で構成する一部事務組合「西知多医療厚生組合」が健康増進施設として設置しました。

ウ 管理に関する基本的方針

保健施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

しあわせ村は、再配置の取組方針において、まちづくりを進めるうえで健康福祉の拠点となる施設として位置付けています。

そのため、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設の必要性・存在意義を確認しつつ、機能の集約やリニューアルを含めた施設のあり方を検討します。

(10) 庁舎等

ア 本類型の対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S38	1963	扇島倉庫	167
S54	1979	本庁舎	17,708
H23	2011	市民活動センター (ソラト太田川内)	570
H25	2013	中心街整備事務所	379
H27	2015	パスポートセンター	64

イ 現状や課題に関する基本認識

本庁舎は、建設後 40 年以上経過しており、耐用年数を超えた設備が多く、バリアフリー化など現在の基準に適合していないものもあるため、時代のニーズに合う市民等が利用しやすい施設となるよう検討を行う必要があります。

市民活動センターは、市民活動を支援するための事業や、団体間による情報交換や交流を図る中間支援の拠点としての役割を担っています。

中心街整備事務所は、土地区画整理事業等の基盤整備を進める事務を行うための施設です。

パスポートセンターは太田川駅高架下に設置した、中心市街地活性化事務所及び太田川駅高架下トイレ等との複合施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

庁舎等は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

扇島倉庫は、令和 6 年度（2024 年度）末をもって廃止としました。

将来にわたり持続可能な整備を行うため「耐震性能の確保」、「長寿命化への対応」、「機能性の向上」についての方針を定めた「庁舎リニューアル基本計画（庁舎設備等改修計画）」を令和 5 年（2023 年）2 月に策定し、基本計画に基づいた改修を令和 6 年度（2024 年度）から令和 9 年度（2027 年度）にかけて実施します。

中心街整備事務所は、令和 6 年（2024 年）2 月に太田川駅周辺土地区画整理事業の換地処分公告を行ったことや、的場公園（都市計画公園）の整備を見据え、施設の廃止を令和 8 年度（2026 年度）を目途に進めます。

その他の庁舎等は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設の必要性・存在意義を確認しつつ、当面は現状のまま適切に維持管理を行います。

(11) 消防・防災施設

ア 本類型の主な対象公共施設等一覧

■ 防火水槽 247 基

区分	建設年度		施設名	延床面積 (㎡)	区分	建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
消防署	H3	1991	消防庁舎 (本部・消防署)	4,057	消防団詰所	S56	1981	消防団第1分団詰所	59
	H15	2003	消防署北出張所	789		S60	1985	消防団第4分団詰所	65
	H22	2010	消防署南出張所・地域防災センター	1,116		S62	1987	消防団第3分団詰所	69
防災倉庫等	H3	1991	元浜水防倉庫	10		H2	1990	消防団第7分団詰所	78
	H14	2002	大田町消防資材庫	250		H3	1991	消防団第2分団詰所	84
	H26	2014	中央防災倉庫	1,149		H4	1992	消防団第6分団詰所	71
						H20	2008	消防団第5分団詰所	70
						R5	2023	消防団第8分団詰所	74

イ 現状や課題に関する基本認識

消防団詰所の多くは、建設後 30 年以上が経過しています。

中央防災倉庫は、南海トラフ地震等の大規模地震や台風等による風水害等、各種の災害時に使用する資機材、また、避難所で使用する飲料水、食糧、毛布等の生活用品等の備蓄を目的に整備した施設です。

防火水槽は、火災時の消防水利を確保するための施設であり、水道の送水施設（配水管）が被災した場合に備える目的を持つ施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

消防・防災施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により長寿命化を図りつつ、将来的には適切な配置や規模等を考慮した更新を検討していきます。

消防庁舎は、再配置の取組方針において、まちづくりにおける防災拠点として位置付けています。

水防倉庫は、長寿命化は行わず、適切な時期に中央防災倉庫へ機能移転します。

防火水槽は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行い施設の長寿命化を進めます。

(12) 公営住宅

ア 本類型の対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S43	1968	下大脇住宅 (R5.9 廃止)	1,633
S44	1969	小池住宅	1,030
S45	1970	明倫住宅	1,734
S47	1972	勝山住宅	8,594
R4	2022	シティ高横須賀	3,011

イ 現状や課題に関する基本認識

本市には、4 団地、259 戸の市営住宅があり、うち 3 団地が 1970 年前後に建設され、建設後 50 年以上経過しています。

入居者の年齢構成では、すべての住宅で高齢者世帯が約半数を超えています。

ウ 管理に関する基本的方針

耐用年数を迎えている小池住宅、明倫住宅については、入居者の高齢化が進んでいるため、バリアフリーに配慮し、安全で快適な住環境を提供できるよう計画的に更新を進めます。また、公共交通機関の利便性等を考慮するとともに、入居者が徒歩圏内で日常生活できるよう、県営清水住宅の建替えに伴う余剰地に移転します。

勝山住宅、シティ高横須賀は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

※下大脇住宅は、シティ高横須賀の建設に伴い令和5年（2023年）9月に廃止としました。

(13) 公園・緑地施設

ア 本類型の主な対象公共施設等一覧

公園の種別	公園名称等	数量	供用面積 (ha)
【都市公園】			
緩衝緑地	第一号東海緑地（大池・大窪・加家・聚楽園）	4	54.8
	養父新田緑地	1	2.3
都市緑地	加木屋緑地はじめ2緑地	2	19.5
街区公園	寝覚之里公園はじめ49公園	49	11.8
近隣公園	廻間公園はじめ4公園	4	6.6
地区公園	平地公園はじめ5公園	5	30.3
総合公園	緑陽公園	1	0.6
広場公園	太田川駅前イベント広場	1	0.8
特殊公園	松崎史跡公園はじめ2公園	2	0.7
緑道	公家緑道はじめ4緑道	4	4.0
【緑地】		124	21.8

建設年度	施設名（100㎡以上の公共建築物）	延床面積（㎡）
S48	1973 大池公園（展望台）	108
S53	1978 大池公園（屋外ステージ）	133
S55	1980 大池公園（動植物資料館）	176
S63	1988 大池公園（動物舎）	430
H5	1993 大窪公園（炊事場）	156
H5	1993 元浜公園（水のテラス）	700
H6	1994 元浜公園（管理棟）	122
H8	1996 聚楽園公園（囃鳴庵）	162
H20	2008 大池公園（管理事務所）	572
H24	2012 太田川駅前イベント広場（大屋根広場）	725

イ 現状や課題に関する基本認識

本市は都市公園条例に基づいて供用開始している都市公園（緩衝緑地・都市緑地・街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・広場公園・特殊公園・緑道）73箇所（約131ha）と、緑地123箇所（約22ha）を保有しています。

管理運営については、都市公園は指定管理者が行い、緑地は市直営で行われています。

公園施設は、管理事務所や便所、四阿、展望台等の公共建築物のほか、遊具や野球場、テニスコート、歩道橋、舗装、照明灯等のインフラ系施設で構成しているため、それぞ

れの特性に合わせた維持管理を進める必要があります。

ウ 管理に関する基本的方針

公園施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により長寿命化を図りつつ、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設のあり方を検討します。

また、大規模な公園の整備や管理等については、P P P / P F I など民間資金を活用した手法の導入についても検討していきます。

公園施設のインフラ系施設は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行い施設の長寿命化を進めます。

(14) 供給処理施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
H3	1991	大狭間最終処分場	59
H7	1995	東犬久利最終処分場	254
H7	1995	リサイクルセンター (旧清掃センター)	9,447
H8	1996	衛生センター	3,636 (2,978)
H14	2002	リサイクルセンター(ペットボトル処理施設)	632
R6	2024	西知多クリーンセンター (R6.7 開設)	10,700 (6,153)

※「衛生センター」、「西知多クリーンセンター」の()内の延床面積は費用負担按分後の数字です。

イ 現状や課題に関する基本認識

リサイクルセンター (旧清掃センター) 場内施設は、建設から 30 年以上が経過しています。リサイクルセンター (旧清掃センター) 場内の施設は、旧清掃工場、管理棟、ごみ袋倉庫及び資源分別収集常設場で構成されており、2 箇所の最終処分場を管理しています。

衛生センターは、し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設で、「西知多医療厚生組合」が管理運営しています。

西知多クリーンセンターは、知多市と共同でごみ処理をする施設で、衛生センターと同様に「西知多医療厚生組合」が管理運営しています。

ウ 管理に関する基本的方針

リサイクルセンター (旧清掃センター) 場内にある清掃工場は、ごみ処理の広域化により知多市と共同で西知多クリーンセンターを建設したことにより、令和 6 年(2024 年) 6 月の稼働をもって廃止しました。

その他の施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により長寿命化を図りつつ、将来的には適切な配置や規模の見直しについて検討していきます。

(15) 病院施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S62	1987	公立西知多看護専門学校	3,203 (1,601)
H27	2015	公立西知多総合病院	54,959 (33,965)

※ () 内の延床面積は費用負担按分後の数字です。

イ 現状や課題に関する基本認識

公立西知多看護専門学校及び公立西知多総合病院は、「西知多医療厚生組合」が管理運営しています。

ウ 管理に関する基本的方針

公立西知多看護専門学校及び公立西知多総合病院は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

更新の際には利用者数の変動に合わせた施設規模の適正化を図っていきます。

(16) その他の施設

ア 本類型の対象公共施設等一覧

■駅前広場シェルター6か所、ペDESTリアンデッキ1か所

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S46	1971	新藤塚集会所	289
S53	1978	障害者自立支援施設	589
S56	1981	知北斎場	5,043 (2,228)
S56	1981	知北霊園	519 (230)
S59	1984	医師住宅	333
H10	1998	自動車排出ガス測定局 (名和町吹付)	9
H23	2011	太田川駅東公共駐車場	5,081
H27	2015	太田川駅高架下トイレ等	127

※「知北斎場」「知北霊園」の () 内の延床面積は費用負担按分後の数字です。

イ 現状や課題に関する基本認識

新藤塚集会所、障害者自立支援施設及び医師住宅の3施設は普通財産で、貸付け等を行っています。新藤塚集会所は旧耐震の建築物であるため、関係者と協議を行い廃止の検討を進めます。

知北斎場と知北霊園は、東海市・大府市・東浦町で構成する一部事務組合「知北平和公園組合」が管理運営を行っています。

自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる大気汚染状況を常時監視するために設置しています。

太田川駅東公共駐車場は、指定管理者が管理運営を行っています。

太田川駅高架下トイレ等 (太田川駅高架下トイレ、廊下、喫煙所及び倉庫) は、中心市街地活性化事務所及びパスポートセンターとの複合施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

貸付けを行っている普通財産の3施設は、老朽化の状況や契約期間等から廃止等を検討します。

知北斎場は、令和 7 年（2025 年）4 月から新たな建屋で供用開始しています。古い建屋については、令和 7 年度（2025 年度）に解体しました。

その他の施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図りつつ、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設の必要性・存在意義を確認しながら、リニューアルを含めた施設のあり方を検討していきます。

また、尾張横須賀駅西広場のペデストリアンデッキ（高架式歩道）及び市内鉄道駅の駅前交通広場に設置するシェルター（屋根付き歩道等）は、インフラ施設の長寿命化方針に基づき、道路施設と同様のストックマネジメントによる予防保全を行うこととし、施設の長寿命化を進めます。

（17）道路

ア 本類型の対象インフラ施設

■市道約 514.6km、農道約 47.3km

イ 現状や課題に関する基本認識

本市は 550km を超える道路を管理しており、職員によるパトロールや市民等からの通報によって損傷箇所の修繕を行っています。

高度経済成長期に集中的に整備された道路は、今後一斉に老朽化を迎え、舗装面の損傷劣化による路面陥没や段差、わだち掘れ等の発生、道路擁壁や法面等の道路構造物及び照明等の道路附属物の老朽化によって、道路の安全性や快適性が急速に低下していきます。

市管理（又は管理予定）の都市計画道路は令和 6 年度（2024 年度）末時点で 26 路線、計画延長 33,120m のうち、供用延長は 30,683m で、92.6% 供用開始されています。

ウ 管理に関する基本的方針

道路は、重要な生活インフラであり、安全性や快適性を確保するため、インフラ施設の長寿命化方針に基づき、道路パトロール等の巡視を行うなど、ストックマネジメントによる予防保全を行うこととし、ライフサイクルコストの縮減と適切な管理保全に努めます。

（18）橋りょう

ア 本類型の対象インフラ施設

■道路橋 118 橋、横断歩道橋 16 橋

イ 現状や課題に関する基本認識

橋りょうは、道路と同じく高度経済成長期に合せて建設され、建設後 30 年以上経過すると、劣化損傷が急激に進行する傾向があるため、適切な処置を行わないと、重大事故の発生や災害時の緊急輸送の支障になることが懸念されます。

道路橋 118 橋は、供用年数が 50 年以上経過した橋は、全体の約 46% ですが、10 年後は約 72%、20 年後は約 93% となり、急速に老朽化が進みます。

また、横断歩道橋 16 橋は、供用年数が 50 年以上経過した橋は、全体の約 63% ですが、10 年後は約 75%、20 年後は約 88% となり、同様の傾向がみられます。

ウ 管理に関する基本的方針

河川や鉄道、道路などを横断する道路橋と横断歩道橋は、インフラ施設の長寿命化方針に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行うとともに、道路パトロール等の巡視により、橋の健全度を把握しつつ、ライフサイクルコストの縮減と適切な管理保全に努めます。

(19) 上水道施設

ア 本類型の対象インフラ施設

■上水道配水管延長約 466km

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S43	1968	加木屋ポンプ場	783
S45	1970	上野ポンプ場	255
S50	1975	東海ポンプ場	1,289

イ 現状や課題に関する基本認識

上水道施設は市内配水区へ水道水の供給を行うため、主に配水管を約 466 km、ポンプ場を 3 施設（上野、東海、及び加木屋ポンプ場）設置しています。（令和 6 年度（2024 年度）末時点）

法定耐用年数を超えた配水管路延長の割合は、15.7%（令和 6 年度（2024 年度）末時点）と他の類似団体と比較して同程度の数値となっており、早急に更新が必要な配水管路は少ない状況となっています。

平成 27 年度（2015 年度）からは、過去に採用してきた配水管に比べ、より長期寿命を持つ G X 形ダクタイル鋳鉄管及び配水用ポリエチレン管を本格的に採用し、配水管路の長寿命化による更新周期の延長を図っています。

ポンプ場については、将来的に減少が予想される水需要をしっかりと見極め、近隣事業体と施設統廃合を検討しながらも、安定供給を大前提にその需要に見合った施設の設置を行っていきます。また、ポンプ場の運転、維持管理、水質管理等の業務については、民間へ包括委託しています。

有収率※は 92.2%（令和 6 年度（2024 年度）末時点）と高い数値となっており、施設の稼働状況が十分に収益に反映されているといえます。また、ポンプ場の建屋は耐震性能を有していますが、配水池の一部は、耐震化を行う必要があります。

※ 有収率：施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている。数値が低い場合は、漏水等の原因を特定し、その対策を講じる必要がある。

ウ 管理に関する基本的方針

上水道施設は、アセットマネジメントを実践することにより中長期にわたる更新需要を把握するとともに、施設と管路の定期的なメンテナンスにより延命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減と適切な管理保全に努めます。また、更新需要が特定の時期に重ならないように事業量の平準化を図ります。

(20) 下水道施設

ア 本類型の対象インフラ施設

■下水道管延長約 726km、排水管延長約 61 km、調整池 34 箇所

建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
S46	1971	名和前ポンプ場	2,291
S47	1972	元浜ポンプ場	2,420
S61	1986	浅山ポンプ場	1,883
S62	1987	伏見ポンプ場	275
S63	1988	浄化センター	19,855
H1	1989	加家ポンプ場	1,561
H8	1996	天寶ポンプ場	2,566
H9	1997	戸石調整池	18
H22	2010	下名和中継ポンプ場	714

イ 現状や課題に関する基本認識

本市の公共下水道は、令和 6 年度(2024 年度)末時点で整備率は 85.4%となっており、今後も整備を進捗するために多くの負担が見込まれます。

公共下水道や公共下水道以外の排水管の老朽化が進むなか、計画的な維持管理や修繕に取り組む必要があります。

ウ 管理に関する基本的方針

下水道は市民生活に直結する重要なインフラであり、ストックマネジメントや総合地震対策計画に基づいた適正な維持管理や修繕を行うことで、トータルコストの縮減や負担の平準化に努め、管渠や施設の状態を健全に保ちます。また、県や他市町と共同して汚泥処理施設の建設を進めており、浄化センターから発生した汚泥処理費用の削減を図っていきます。

下水管路は、ストックマネジメントによる予防保全を行い、管路更生を行うなど、ライフサイクルの延伸を図ることによる長寿命化と適切な管理保全に努めます。

(21) 河川

ア 本類型の対象インフラ施設

■河川延長約 9.6km (大田川、中川、富田川、上野新川、奥山川、横須賀新川、土留木川)

イ 現状や課題に関する基本認識

河川は、多様な生物の生息及び生育する環境と、地域の活力創出やうるおいある空間である一方、集中豪雨や台風によって甚大な被害が発生することもあるため、河川が氾濫しないことを目的としてつくられた堤防は、市民の生命と資産を洪水から守る最も重要な防災構造物です。

市内には約 20km の河川があり、そのうち市管理の準用河川は約 10km で、単独水系の土留木川以外は、県管理の二級河川水系になっています。

準用河川は暫定断面となっており、また、堤防の耐震化は未整備のため、今後、河川整備計画に基づく河川改修と合せて、堤防の耐震化を行う必要があります。

ウ 管理に関する基本的方針

河川は、インフラ施設の長寿命化方針に基づいて日常的な巡視及び定期点検や調査等

を行い、その劣化状況に応じて補修・改修・更新を行います。

(22) 港湾

ア 本類型の対象インフラ施設

■護岸延長約 1.4km（共有部分を含む）

イ 現状や課題に関する基本認識

本市は名古屋港の一部となっており、埋め立て地に製鉄所などの工場が建設されたため、主に民間の管理する護岸となっています。

市管理の護岸は、8箇所で合計約 1.4km（共有部分を含む）と樋門 1 箇所であり、適切な維持管理に努める必要があります。

ウ 管理に関する基本的方針

港湾施設は、インフラ施設の長寿命化方針に基づいて日常的な巡視及び定期点検や調査等を行い、その劣化状況に応じて補修・改修・更新を行います。

(23) ため池

ア 本類型の対象インフラ施設

■7 箇所（大廻間池、前後池、前後中池、はす池、奥山池、ヤカン池、山田池）

イ 現状や課題に関する基本認識

本市には、市保有のため池が 7 か所あり、農業用水利施設として築造されたものですが、農家戸数の減少や都市化の進展によって、ため池下流域では住宅地が広がっている池もあります。また、ため池のうち、公園施設として維持管理しているものもあります。

近年多発する大雨等の異常気象や、懸念される大規模地震によって堤体が決壊した場合、ため池下流域住民の生命財産に被害を及ぼす恐れがあること、また、周辺の都市化に伴い、ため池における水難事故の危険性が増していることから、ため池の安全対策を検討していく必要があります。

ウ 管理に関する基本的方針

ため池は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行います。

また、定期的に、公園等の修景機能や洪水調整等のため池としての効果や市民ニーズ等の社会環境の変化を評価したうえで、施設の継続性等の方向性を示します。

(24) 農業用排水施設

ア 本類型の対象インフラ施設

■排水路延長約 10.9 km、農業用水管延長約 7.3km

区分	建設年度		施設名	延床面積 (㎡)	区分	建設年度		施設名	延床面積 (㎡)
排水 機場	S37	1962	浅山新田排水機場	104	用水 機場 (樋門含む)	S44	1969	信濃川農業用樋門	29
	S38	1963	天宝新田排水機場	191		S46	1971	養父新田用水機場	26
	S43	1968	養父新田排水機場	96		S55	1980	川北用水機場	16
	S51	1976	川北第二排水機場	40		S57	1982	天宝用水機場	16
	H13	2001	加木屋第三排水機場	28		H12	2000	浅山用水機場	16
	H14	2002	川北新田排水機場	133					

イ 現状や課題に関する基本認識

市内には、排水機場が 6 施設、用水機場が 4 施設と農業用樋門が 1 施設あります。

農業用排水施設の多くは、建設後 40 年以上が経過しています。

ウ 管理に関する基本的方針

農業用排水施設は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行います。

排水機場と用水機場のポンプ等の規格・能力については、農地の市街化に伴う状況等にに応じて、排水面積や受益地面積の見直しを行い、計画的に長寿命化を進めます。

特に、近年市街化が進行し、排水面積や受益地が急激に減少している地区や、民間開発等に伴い減少が想定される地区については、排水及び用水能力の適正化と施設・設備等の除却等の検討を行います。

6 アクションプランの進行管理

アクションプランの進行管理を行うに当たっては、公共施設等総合管理計画の第4章「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、公共施設等マネジメント推進本部等の推進体制で進行管理を行います。

(1) 重点的検討施設

以下の検討が必要とされる施設は公共施設等マネジメント推進本部にて進行管理を行います。

ア 集約化・複合化・廃止・広域化等を検討する施設

施設の更新を行う際には、利用状況や劣化状況を踏まえ、保有施設総量の縮減を目指すために集約化・複合化や広域化等について検討します。また、既存の施設が時代のニーズに応えるサービスを提供できていないなどと判断された場合は、廃止等も視野に入れた検討をします。

イ 民間活力の導入を検討する施設

質の高い公共サービスをコストの軽減を図りながら提供するため、公共施設等の整備等に関する事業の構想段階や、運営等の方針の見直しを行う際には、民間活力の導入を検討します。

ウ 廃止後の施設の活用や処分について検討する施設

廃止後の施設は、建物及び敷地の活用について検討し、双方について行政利用が見込めない場合は、建物の除却を行い、跡地の売却等を検討します。

(2) 個別施設計画に基づいて進行管理を行う施設

前項の検討が必要ない施設については、各個別施設計画に基づき施設の維持管理を行うこととし、毎年ローリングで進行管理を行います。なお、各施設の取組み方針が大きく変わる場合は、個別施設計画を公共施設等マネジメント推進本部の承認を得た上で改訂します。